

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	847
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ()	848
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 ()	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ()	849
○生活保護法に基づく指定施術機関の変更 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の指定 ()	850
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の廃止 ()	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 (地域福祉推進課)	850
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の変更 ()	〃
○公共測量の実施 (用地課)	851
○都市計画都市再開発の方針の決定 (都市計画課)	〃
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供 給の促進に関する法律に基づく住宅確保 要配慮者居住支援法人の指定 (住宅課)	〃

公 告

○都市計画法に基づく工事完了 (山城南土木事務所)	〃
---------------------------	---

教 育 委 員 会

○京都府教育職員免許状再授与審査会規則	852
○京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会 表彰規則の一部を改正する規則	〃
○教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に 専決させる訓令の一部を改正する訓令	853

公 安 委 員 会

○警備員指導教育責任者講習の実施	〃
------------------	---

告 示

京都府告示第579号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年 月 日
コーナン薬局	綾部市高津町三反田9の3	株式会社K K C	令 5. 6. 1
しみん薬局	〃 青野町大塚77の2	〃	〃
みんなの訪問 看護ステーション 榎島	宇治市榎島町落合126の3 ブルネード・マキシ マ102号	株式会社真	6. 9. 1
訪問看護リハ ビリスステー ションT o d a y	〃 小倉町神楽田47の39	株式会社ポ レジョイン グ	6. 10. 1

てらど訪問看護ステーション	向日市寺戸町西田中瀬19の12	明日香合同会社	6. 9. 11
SOMPOケア京都山城訪問看護	〃 〃 殿長15の1	SOMPOケア株式会社	6. 11. 1
医療法人もり小児科クリニック	京田辺市山手西2丁目2の10 日東センタービル3F	医療法人もり小児科クリニック	〃
さづがわ矯正歯科村林歯科診療所	木津川市梅美台1の1の1 フォレストモール木津川B1	村林 知香	6. 10. 17

定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
しみん薬局	綾部市青野町大塚77の2	株式会社コーナン薬局	令 5. 5. 31
コーナン薬局	〃 高津町三反田9の3	〃	〃
駅前調剤薬局	〃 大島町二反田7の18	株式会社ひいらぎ	6. 9. 30
みぎわクリニック	亀岡市追分町大塚32の5	高浜 聖二	〃

京都府告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規

京都府告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
医療法人社団どろんこ会山口医院	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	医療法人社団どろんこ会山口医院	綴喜郡宇治田原町銘城台7の1	平 26. 4. 1
〃	介護予防通所リハビリテーション	医療法人社団どろんこ会山口医院デイケアセンター	〃 〃 〃 7の2、7の19	24. 4. 1

京都府告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
株式会社コーナン薬局	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	しみん薬局	綾部市青野町大塚77の2	令 5. 5. 31

京都府告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
大谷 智	大谷 智	亀岡市篠町柏原久保垣内3の33	令 6.10.17
西山 良平	にしやま鍼灸院	八幡市八幡長谷54の42	6.10.7
近藤 智之	訪問施術所ステイブル	寝屋川市本町22の6 スターテIV102号	レ 6.10.15

京都府告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変 更 年月日
古橋 広樹	新 二条城北鍼灸接骨院	京都市上京区中務町486の129 コスモガーデン二條103	令 6.10.1
	旧 二条城北鍼灸・指圧マッサージ院		

京都府告示第585号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
コーナン薬局	綾部市高津町三反田9の3	株式会社K K C	令 5.6.1
しみん薬局	〃 青野町大塚77の2	〃	〃
みんなの訪問看護ステーション横島	宇治市横島町落合126の3 プルネード・マキシオン横島	株式会社真	6.9.1
訪問看護リハビリステーションToday	〃 小倉町神楽田47の39	株式会社ボレジョイング	6.10.1
てらど訪問看護ステーション	向日市寺戸町西田中瀬1の12	明日香合同会社	6.9.11
SOMPOケア京都山城訪問看護	〃 〃 殿長15の1	SOMPOケア株式会社	6.11.1
医療法人もり小児科クリニック	京田辺市山手西2丁目2の10 日東センタービル3F	医療法人もり小児科クリニック	〃
きづがわ矯正歯科村林歯科診療所	木津川市梅美台1の1の1 フォレストモール木津川B1	村林 知香	6.10.17

京都府告示第586号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	廃 止 年月日
しみん薬局	綾部市青野町大塚77の2	株式会社コーナン薬局	令 5.5.31
コーナン薬局	〃 高津町三反田9の3	〃	〃
駅前調剤薬局	〃 大島町二反田7の18	株式会社ひいらぎ	6.9.30
みぎわクリニック	亀岡市追分町大堀32の5	高浜 聖二	〃

京都府告示第587号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
医療法人社団どろんこ会山口医院	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	医療法人社団どろんこ会山口医院	綴喜郡宇治田原町銘城台7の1	平 26. 4. 1
〃	介護予防通所リハビリテーション	医療法人社団どろんこ会山口医院デイケアセンター	〃 〃 〃 7の2、7の19	24. 4. 1



京都府告示第588号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
株式会社コーナン薬局	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	しみん薬局	綾部市青野町大塚77の2	令 5. 5. 31



京都府告示第589号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
大谷 智	大谷 智	亀岡市篠町柏原久保垣内3の33	令 6. 10. 17

西山 良平	にしやま鍼灸院	八幡市八幡長谷54の42	6. 10. 7
近藤 智之	訪問施術所ステイブル	寝屋川市本町22の6 スターテIV102号	レ 6. 10. 15



京都府告示第590号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144

号) 第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
古橋 広樹	新 二条城北鍼灸接骨院	京都市上京区中務町486の129 コスモガーデン二條103	令 6.10.1
	旧 二条城北鍼灸・指圧マッサージ院		

京都府告示第591号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府中丹西土木事務所長から通知があった。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
福知山市榎原地内
- 2 測量の期間
令和6年11月1日から令和7年2月28日まで
- 3 測量の種類
公共測量（基準点測量・UAVレーザ測量）

京都府告示第592号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府中丹西土木事務所長から通知があった。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
福知山市字正後寺地内
- 2 測量の期間
令和6年11月7日から令和7年3月14日まで
- 3 測量の種類
公共測量（路線測量及び用地測量）

京都府告示第593号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、京都都市計画都市再開発の方針を決定した。
なお、同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を決定する土地の区域
向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の全部並びに八幡市及び久世郡久御山町の各一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課

京都府告示第594号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
株式会社ワーカ商店
京都市東山区今熊野榎ノ森町24番地12
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
京都市東山区今熊野榎ノ森町24番地12

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年11月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市相楽高下1の1、1の3、1の4、3、32

の3、丸塚36の9の一部、木津南後背109の4、市有地

(関連区域)

木津川市相楽高下1の2、1の5、1の6、32の2、32の4、丸塚36の1の一部、木津南後背109の2の一部、109の8、111の3の一部、111の4の一部、市有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
枚方市尊延寺四丁目1の16
株式会社アイ・エスコポレーション

教 育 委 員 会

京都府教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和6年11月26日

京都府教育委員会
教育長 前川 明 範

京都府教育委員会規則第2号

京都府教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定により、京都府教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。
2 委員は、省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。
2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
3 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。
4 審査会の会議は、非公開で行うものとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月26日

京都府教育委員会
教育長 前川 明 範

京都府教育委員会規則第3号

京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

(京都府教育委員会基本規則の一部改正)

第1条 京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第3号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、エの次に次のように加える。

オ 教育職員免許状再授与審査会委員

第19条の10中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次のように加える。

(19) 京都府教育職員免許状再授与審査会の庶務に関すること。

第24条中「京都府いじめ防止対策推進委員会」を「京都府いじめ防止対策推進委員会 京都府教育職員免許状再授与審査会」に改める。

(京都府教育委員会表彰規則の一部改正)

第2条 京都府教育委員会表彰規則（平成14年京都府教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表の2の項の(1)中コをサとし、ウからケまでをエからコまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 京都府教育職員免許状再授与審査会委員

別表の備考の1中「エ」を「オ」に改め、同表の備考の2中「ク」を「ケ」に改め、同表の備考の3中「ケ」を「コ」に改め、同表の備考の4中「コ」を「サ」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府教育委員会訓令第1号

教育長
本 庁

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月26日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令（昭和39年京都府教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7項中「コ」を「サ」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第208号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年11月26日

京都府公安委員会
委員長 在 田 正 秀

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種 別	実 施 期 間	定 員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）	新規取得講習	令和7年1月17日（金）から令和7年1月27日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分から午後4時45分まで）の7日間	20人
	追加取得講習	令和7年1月22日（水）から令和7年1月27日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分（講習の初日は、午後0時55分）から午後4時45分まで）の4日間	おおむね5人

2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、1号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育

責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するものに限る。

4 受講申込みの手続

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

令和6年12月10日（火）から令和6年12月12日（木）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

- a 受けようとする講習の種別
- b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- c 連絡先電話番号
- d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和6年12月16日（月）午後5時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

令和6年12月23日（月）から令和6年12月25日（水）まで（提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通

(イ) 3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類

- a 3の(1)のアに該当する者
1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各

1通

b 3の(1)のイに該当する者
1級検定の合格証明書の写し 1通

c 3の(1)のウに該当する者
2級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 3の(1)のエに該当する者
旧1級検定の合格証の写し 1通

e 3の(1)のオに該当する者
旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、1号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

(エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1通

ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課

エ 提出方法

講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

- ア 新規取得講習 47,000円
- イ 追加取得講習 23,000円

(2) 納付方法

受講申込書の提出時に納付すること。
なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）